

四万十町文化的施設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 四万十町における文化的施設（図書館、美術館、歴史民俗資料館等）の在り方及びそれらの整備に関する検討を行うため、四万十町文化的施設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 文化的施設の有効な活用に関すること。
- (2) 文化的施設の整備に関すること。
- (3) その他、町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は委員 16 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- | | |
|-----------------------------|-------|
| (1) 四万十町社会教育委員 | 1 人以内 |
| (2) 四万十町立図書館協議会委員 | 1 人以内 |
| (3) 四万十町立美術館運営審議会委員 | 1 人以内 |
| (4) 四万十町文化協会々員 | 1 人以内 |
| (5) 四万十町文化財保護審議会委員 | 1 人以内 |
| (6) 四万十町立小中学校 P T A 連絡協議会々員 | 1 人以内 |
| (7) 四万十町立小中学校長 | 1 人以内 |
| (8) 四万十町内高等学校長 | 1 人以内 |
| (9) 四万十町保育所長 | 1 人以内 |
| (10) 四万十町保育所保護者会連合会々員 | 1 人以内 |
| (11) 有識者 | 1 人以内 |
| (12) 公募による者 | 3 人以内 |
| (13) 四万十町立図書館又は美術館利用者 | 2 人以内 |

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

- 2 委員が、委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会に部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、四万十町教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。